

平成28年10月20日

廃棄物対策課
本田 部長 様

みそら自治会

新協定書に盛り込む項目

- 1、市が確認書の期限内に四街道市山梨2002番地で操業するごみ処理施設の稼働を停止出来なかった。よって自治会と市は新協定書を締結する。
- 2、市はごみ処理施設の稼働を平成33年9月30日までに停止する。稼働延長は認めない
- 3、市はごみ処理施設の撤去を平成33年10月1日から開始する。跡地の利用については自治会と協議する。
- 4、市はごみ処理施設に代わる新ごみ処理施設を吉岡に建設する。そのための移転を前提としたごみ処理施設の整備計画（平成27年9月15日付 廃第58号の別紙）を遅滞なく進める。
- 5、整備計画のうち大項目の16番の本体工事の開始は特に重要であり厳守すること。
- 6、市は整備計画における大項目または中項目を開始する前に開始日時を自治会に報告する。
- 7、市は確認書にある8年間の期限を守らなかった。よって自治会の要望事項に対して真摯に答える。
- 8、市は確認書の2（6）の補償について協議した額を自治会に支払う。
市が本体工事の開始を遵守できない場合は、上記補償に上乗せした額を自治会に支払う。
- 9、市はごみ処理施設の操業に関して公害防止に努める。市と自治会は平成元年8月30日に締結した協定書に代わる公害防止協定を締結する。公害防止協定の基準値を超えた場合は施設の操業を停止する。
自治会は公害監視のため専門家によるごみ処理施設への立ち入り調査を行うことができる。

